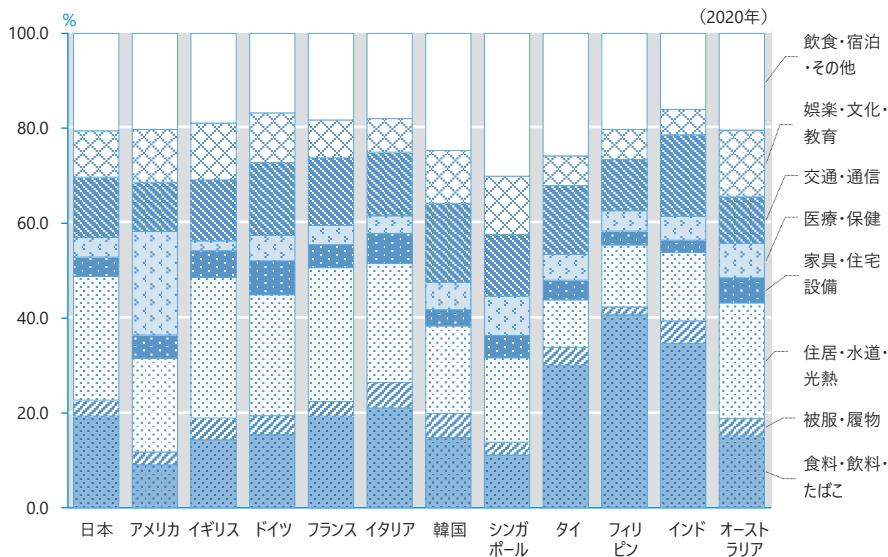


9

勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成比



[関連表](#) p.259 「第9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出」(構成比)

家計消費支出は、一般に国内総支出の6割前後を占めるとされ、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2019年には18.0%まで低下している。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなってきているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、1~2割程度と低いが、フィリピン(40.7%)、インド(34.6%)、タイ(30.1%)等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。なお、アメリカについては、「食料・飲料・たばこ」や「交通・通信」などの占める比率が相対的に低い一方で、「医療・保健」が消費支出の2割にのぼる点も、特徴といえる。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業者・保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 福祉・勤労者生活

参考

9 勤労者生活・福祉

第 9-1 表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成

Table 9-1: Composition of households and NPISH(*), resources side/uses side

	計	雇用者 報酬	営業 余剰	混合 所得	財産 所得	社会負 担及び 社会 保障	その他 の經常 移転	年金基 金準備 金の 変動	
受取側、2020年	Resources side, 2020								
									%
日本	100.0	58.4	8.6	2.7	5.5	16.5	8.6	-0.2	JPN
アメリカ	100.0	47.4	7.2	8.8	13.3	23.1	0.2	—	USA
カナダ	100.0	52.9	0.1	12.7	9.9	15.9	6.7	1.8	CAN
イギリス	100.0	51.5	9.5	7.1	8.7	18.0	3.2	1.9	UK
ドイツ 1)	100.0	53.4	4.2	7.9	9.6	19.2	4.0	1.8	DEU
フランス 1)	100.0	52.3	8.6	5.4	4.0	24.4	5.4	0.0	FRA
イタリア	100.0	40.3	10.4	12.4	8.5	25.4	2.5	0.4	ITA
オランダ 1)	100.0	52.6	2.9	10.6	7.8	19.1	3.6	3.3	NLD
ベルギー 1)	100.0	53.5	6.5	6.9	6.0	23.2	3.3	0.6	BEL
デンマーク	100.0	56.4	4.2	4.3	5.7	21.5	4.4	3.5	DNK
スウェーデン	100.0	57.5	2.4	3.0	7.5	19.2	5.3	5.1	SWE
フィンランド	100.0	54.0	9.1	5.6	4.6	23.2	3.6	-0.1	FIN
ノルウェー	100.0	57.4	6.8	1.3	5.4	22.0	4.7	2.5	NOR
ロシア 3)	100.0	61.9	7.4	7.6	6.0	14.6	2.3	0.1	RUS
韓国 2)	100.0	58.9	9.9	—	9.4	10.3	10.3	1.2	KOR
オーストラリア	100.0	56.5	8.9	10.4	9.7	9.8	4.6	—	AUS
ニュージーランド 1) 2)	100.0	51.6	7.8	—	20.5	14.9	1.6	3.6	NZL
メキシコ	100.0	29.3	8.5	20.6	19.7	4.9	13.1	3.9	MEX
	Total	a	b	c	d	e	f	g	

* NPISH: Non-profit institutions serving households.

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

第 9-1 表 家計・対家計民間非営利団体の受取と支払の構成 (続き)

Table 9-1: Composition of households and NPISH(*), resources side/uses side (cont.)

	計	最終 消費 支出	財産 所得	社会 負担及 び社会 保障	所得・富 等に課 される 経常税	他の 経常 移転	貯蓄 (総)	年金基 金準備 金の 変動	
支払側、2020年									Uses side, 2020
									%
日本	100.0	59.3	0.4	17.2	6.2	3.3	13.6	—	JPN
アメリカ	100.0	57.7	4.0	12.0	9.1	0.9	16.4	—	USA
カナダ	100.0	57.9	3.4	4.9	13.2	8.1	12.6	—	CAN
イギリス	100.0	59.4	0.9	14.8	11.6	2.1	11.1	—	UK
ドイツ 1)	100.0	49.4	0.5	21.7	9.9	3.3	15.3	0.0	DEU
フランス 1)	100.0	52.9	0.6	19.3	10.3	3.2	13.7	0.0	FRA
イタリア	100.0	56.8	0.3	15.7	12.6	2.6	12.0	0.0	ITA
オランダ 1)	100.0	44.9	0.7	25.5	10.5	3.4	14.9	0.0	NLD
ベルギー 1)	100.0	51.1	0.4	19.9	12.8	2.7	13.2	0.0	BEL
デンマーク	100.0	50.6	1.2	7.9	30.7	3.0	6.7	0.0	DNK
スウェーデン	100.0	52.4	1.0	12.7	18.1	3.1	12.8	0.0	SWE
フィンランド	100.0	59.4	0.3	13.9	15.6	2.3	8.6	0.0	FIN
ノルウェー	100.0	50.5	1.4	18.3	14.0	3.1	12.7	0.0	NOR
ロシア 3)	100.0	72.1	1.6	11.3	6.0	2.6	6.4	—	RUS
韓国 2)	100.0	56.7	2.4	15.0	6.5	5.7	13.6	—	KOR
オーストラリア	100.0	60.0	3.4	0.6	14.3	3.5	18.2	—	AUS
ニュージーランド 1) 2)	100.0	67.1	2.0	6.6	16.1	1.8	6.5	—	NZL
メキシコ	100.0	64.7	0.4	7.4	4.7	1.5	21.3	0.0	MEX
	Total	h	d	e	i	f	j	g	

h) Final consumption expenditure; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; i) Current taxes on income, wealth, etc.; f) Other current transfers; j) Saving, gross; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2023年1月現在

注： 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。JILPTにおいて算出。

1) 暫定値。

2) 受取側の営業余剰は混合所得を含む。

3) 2019年の数値。

9 勤労者生活・福祉

第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita

計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他		
支出額、2020年									at current prices, 2020	
各国通貨, 原則1,000単位									in national currency, thousands(*)	
日本	2,236	431	75	585	89	92	285	219	458	JPN
アメリカ	41.1	3.7	1.1	8.1	2.0	9.0	4.2	4.6	8.3	USA
カナダ	32.4	4.8	1.1	8.6	1.9	1.4	5.0	3.1	6.5	CAN
イギリス	18.0	2.6	0.8	5.3	1.0	0.4	2.3	2.2	3.4	UK
ドイツ 1)	19.8	3.1	0.8	5.1	1.4	1.1	3.1	2.1	3.3	DEU
フランス 1)	18.2	3.5	0.6	5.1	0.9	0.7	2.6	1.5	3.3	FRA
イタリア	16.2	3.4	0.9	4.1	1.0	0.6	2.2	1.1	2.9	ITA
オランダ 1)	19.1	3.2	0.9	5.0	1.3	0.6	2.6	1.8	3.7	NLD
ベルギー 1)	18.9	3.5	0.8	4.8	1.2	1.3	2.4	1.5	3.4	BEL
デンマーク	179.4	28.5	7.3	52.4	10.8	5.4	23.9	21.2	29.9	DNK
スウェーデン	206.9	35.0	7.7	54.8	13.6	6.4	29.7	24.1	35.6	SWE
ロシア 2)	367.4	117.5	22.0	61.6	21.2	17.5	56.2	25.8	45.0	RUS
香港 3)	223.9	30.9	20.7	45.7	19.2	11.2	15.2	19.2	61.9	HKG
韓国*	16.6	2.5	0.9	3.1	0.6	1.0	2.8	1.8	4.1	KOR*
シンガポール	27.2	3.0	0.7	4.8	1.3	2.2	3.5	3.3	8.2	SGP
マレーシア	26.2	7.4	0.8	4.2	1.3	0.7	5.1	1.5	5.2	MYS
タイ 4)	122.5	36.8	4.6	12.3	5.1	6.6	17.7	7.8	29.4	THA
フィリピン	123.9	50.4	2.1	16.2	3.6	5.3	13.3	7.9	25.1	PHL
インド	87.1	30.2	4.2	12.6	2.2	4.4	14.9	4.7	14.0	IND
オーストラリア	41.1	6.2	1.5	10.0	2.2	3.0	4.0	5.8	8.4	AUS
ニュージーランド 1)	36.4	6.6	1.4	10.0	2.2	0.9	4.6	4.0	6.3	NZL
ブラジル 2)	22.4	4.4	1.2	5.5	2.0	1.8	3.0	0.8	3.6	BRA
メキシコ 1)	116.8	35.9	2.6	21.4	7.2	4.6	19.8	7.4	18.0	MEX
T	a	b	c	d	e	f	g	h		

* 韓国の単位は100万ウォン。

* KOR: million Won.

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

出典：OECD諸国及びロシア：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "National Accounts Statistics" 2023年1月現在その他の国：UN (<http://data.un.org/>) 2023年1月現在人口：IMF (<https://www.imf.org/>) "World Economic Outlook" 2023年1月現在

第 9-2 表 一人当たり国内家計最終消費支出 (続き)

Table 9-2: Domestic final consumption expenditure of households per capita (cont.)

	計	食料・ 飲料・ たばこ	被服・ 履物	住居・ 水道・ 光熱	家具・ 住宅 設備	医療・ 保健	交通・ 通信	娯楽・ 文化・ 教育	飲食・ 宿泊・ その他	
構成比、2020年	Composition, 2020									%
日本	100.0	19.3	3.4	26.2	4.0	4.1	12.8	9.8	20.5	JPN
アメリカ	100.0	9.0	2.7	19.7	4.9	21.9	10.3	11.2	20.2	USA
カナダ	100.0	14.7	3.4	26.6	6.0	4.2	15.4	9.7	20.1	CAN
イギリス	100.0	14.3	4.6	29.6	5.7	2.0	12.9	12.0	18.9	UK
ドイツ 1)	100.0	15.4	3.9	25.6	7.1	5.4	15.4	10.4	16.8	DEU
フランス 1)	100.0	19.3	3.1	28.2	4.9	4.0	14.2	8.0	18.2	FRA
イタリア	100.0	21.1	5.4	25.1	6.3	3.7	13.4	7.0	18.0	ITA
オランダ 1)	100.0	16.7	4.6	26.1	6.8	3.3	13.7	9.5	19.4	NLD
ベルギー 1)	100.0	18.6	4.0	25.5	6.5	6.8	12.6	7.7	18.3	BEL
デンマーク	100.0	15.9	4.1	29.2	6.0	3.0	13.3	11.8	16.7	DNK
スウェーデン	100.0	16.9	3.7	26.5	6.6	3.1	14.3	11.7	17.2	SWE
ロシア 2)	100.0	32.0	6.0	16.8	5.8	4.8	15.3	7.0	12.2	RUS
香港 3)	100.0	13.8	9.2	20.4	8.6	5.0	6.8	8.6	27.6	HKG
韓国	100.0	14.8	5.1	18.4	3.5	5.8	16.6	11.1	24.7	KOR
シンガポール	100.0	11.1	2.7	17.8	4.7	8.2	13.0	12.3	30.1	SGP
マレーシア	100.0	28.3	3.1	15.9	4.9	2.7	19.6	5.5	20.0	MYS
タイ 5)	100.0	30.1	3.7	10.0	4.1	5.4	14.5	6.3	24.0	THA
フィリピン	100.0	40.7	1.7	13.1	2.9	4.3	10.8	6.4	20.2	PHL
インド	100.0	34.6	4.8	14.4	2.6	5.1	17.1	5.4	16.0	IND
オーストラリア	100.0	15.1	3.7	24.4	5.3	7.3	9.8	14.1	20.4	AUS
ニュージーランド 1)	100.0	18.2	3.8	27.5	5.9	2.6	12.5	10.9	17.3	NZL
ブラジル 2)	100.0	19.8	5.3	24.8	9.0	7.9	13.2	3.8	16.2	BRA
メキシコ 1)	100.0	30.7	2.2	18.3	6.1	3.9	16.9	6.4	15.4	MEX
	T	a	b	c	d	e	f	g	h	

T) Final consumption expenditure; a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

注：各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。支出額は家計最終消費支出額を人口で除したもの、構成比は家計最終消費支出に対する割合を、それぞれJILPTにおいて算出。

- 1) 暫定値。
- 2) 2019年の数値。
- 3) 娯楽・文化・教育の欄は宿泊を含み、飲食・宿泊・その他の欄は宿泊を除く。
- 4) 対家計非営利団体(NPISH)部門を含む。

9 勤労者生活・福祉

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯 1)								All households
人								persons
世帯人員	2.25	1.32	2.67	3.11	2.47	2.16	1.84	a
有業人員	1.06	1.09	1.35	1.54	1.58	1.19	0.45	b
円								yen, monthly average
支出								Expenditures
消費支出計	235,120	157,758	233,078	287,801	287,933	251,343	190,815	f-o
食料	62,531	37,286	58,896	73,715	69,173	67,795	56,741	f
住居	19,667	30,569	31,535	22,034	19,076	18,422	14,633	g
光熱・水道	17,939	8,589	15,037	19,385	19,398	19,930	17,822	h
家具・家事用品	9,720	6,500	10,674	11,357	10,179	11,150	8,272	i
被服・履物	7,255	6,013	9,676	10,689	9,202	7,424	4,272	j
保健医療	11,896	5,806	9,269	10,613	11,869	14,099	12,974	k
交通・通信	32,322	21,973	33,385	42,009	45,011	37,954	20,414	l
教育	7,690	407	5,656	21,521	19,672	2,587	204	m
教養娯楽	21,907	16,995	25,785	28,926	25,770	22,336	16,395	n
その他の消費支出	44,192	23,619	33,164	47,554	58,583	49,644	39,089	o
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

a) Number of persons per household; b) Number of earners per household; f-o) Consumption expenditures; f) Food; g) Housing; h) Fuel, light and water charges; i) Furniture and household utensils; j) Clothing and footwear; k) Medical care; l) Transportation and communication; m) Education; n) Culture and recreation; o) Other consumption expenditures.

出典：総務省統計局（2022.5）「家計調査（家計収支編、詳細結果、総世帯）」

注：2021年の数値。1世帯当たり平均1か月間の収入及び支出。

1) 総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

第 9-3-1 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (日本) (続き)

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age group of householder (Japan) (cont.)

年齢階級	計	～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	
総世帯のうち、勤労者世帯								Households with earners
人								persons
世帯人員	2.52	1.33	2.68	3.17	2.53	2.28	1.88	a
有業人員	1.52	1.10	1.37	1.58	1.66	1.67	1.35	b
円								yen, monthly average
収入								Income
経常収入	511,497	358,833	472,729	593,807	600,505	433,227	313,868	c-e
勤め先収入	480,181	352,217	455,963	576,068	584,627	355,603	165,801	c
事業・内職収入	2,501	288	1,482	2,879	3,546	2,709	2,503	d
他の経常収入	28,815	6,328	15,284	14,860	12,332	74,915	145,564	e
支出								Expenditures
消費支出計	263,907	159,276	233,822	293,636	299,911	274,077	205,939	f-o
食料	65,737	37,955	59,319	74,919	70,512	70,019	59,654	f
住居	23,094	30,052	30,924	22,138	19,315	20,185	15,480	g
光熱・水道	17,734	8,688	15,059	19,600	19,690	20,179	18,036	h
家具・家事用品	10,543	6,670	10,770	11,546	10,394	11,890	8,620	i
被服・履物	8,967	6,213	9,753	10,795	9,387	7,300	5,436	j
保健医療	10,941	5,858	9,422	10,595	11,860	14,512	11,875	k
交通・通信	40,987	22,102	34,010	44,073	49,208	46,254	28,890	l
教育	12,869	416	5,710	21,915	20,958	4,241	106	m
教養娯楽	24,887	17,182	25,112	28,636	26,536	23,154	15,832	n
その他の消費支出	48,149	24,139	33,744	49,420	62,052	56,343	42,009	o
非消費支出計	96,550	56,847	78,723	114,454	128,228	79,149	33,482	p-r
直接税	39,952	18,702	29,658	46,593	57,055	32,985	15,671	p
社会保険料	56,549	38,141	49,008	67,787	71,121	46,132	17,803	q
他の非消費支出	49	5	58	74	53	32	8	r
Age group	Total	under 30	30-39	40-49	50-59	60-69	70+	

c-e) Current income; c) Wages and salaries; d) Income from self-employment and piecework; e) Other current income; p-r) Non-consumption expenditures; p) Direct taxes; q) Social insurance premiums; r) Other non-consumption expenditures.

1 経済・経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 福祉・勤労者生活

参考

9 勤労者生活・福祉

第 9-3-2 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ）

Table 9-3-2: Household income and expenditure by age group of householder (USA)

年齢階級	計	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～	
人									persons
世帯人員	2.4	2.1	2.7	3.3	2.9	2.2	1.8	1.6	a
18歳未満の子	0.6	0.4	0.9	1.4	0.7	0.2	0.1	(注1)	b
有業人員	1.3	1.5	1.5	1.6	1.8	1.4	0.6	0.2	c
USドル U.S.dollars, annual average (mean)									
収入									Income
税引き前所得	87,432	46,046	84,999	108,176	119,933	98,793	63,319	43,538	d
税引き後所得	78,743	44,389	78,214	97,916	103,497	85,573	59,872	43,217	e
支出									Expenditures
消費支出計	66,928	42,063	63,905	79,712	83,854	70,570	56,435	45,820	f-s
食料	8,289	5,566	7,942	9,806	10,619	8,419	7,052	5,669	f
アルコール飲料	554	346	663	596	610	591	526	311	g
住居	22,624	15,677	22,641	26,342	26,508	23,007	20,078	17,098	h
被服	1,754	1,488	2,023	2,302	2,252	1,742	1,157	737	i
交通	10,961	7,985	11,709	14,302	13,875	10,936	8,356	5,392	j
保健医療	5,452	1,367	3,404	5,142	5,656	6,093	6,966	7,123	k
娯楽	3,568	1,700	3,198	4,267	4,695	3,700	3,412	2,119	l
個人ケア製品・サービス	771	507	747	865	962	809	642	606	m
読書	114	76	115	97	104	116	137	139	n
教育	1,226	2,096	1,015	1,092	2,579	1,457	249	325	o
煙草	341	215	347	399	370	469	281	128	p
雑費	986	285	779	1,222	1,435	968	829	805	q
寄付	2,415	724	937	2,216	2,521	2,861	2,855	4,060	r
個人年金・保険	7,873	4,031	8,386	11,065	11,666	9,403	3,894	1,307	s
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	

a) Average number of persons per household; b) Children under 18 years old; c) Earners; d) Income before taxes; e) Income after taxes; f) Food; g) Alcoholic beverages; h) Housing; i) Apparel and services; j) Transportation; k) Healthcare; l) Entertainment; m) Personal care products and services; n) Reading; o) Education; p) Tobacco products and smoking supplies; q) Miscellaneous; r) Cash contributions; s) Personal insurance and pensions.

出典：アメリカ労働統計局(BLS) (2022.9) *Consumer Expenditure Survey 2021*

注：2021年の数値。1年当たりの平均収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第 9-3-3 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出 (イギリス)

Table 9-3-3: Household income and expenditure by age group of householder (UK)

年齢階級	計	～29歳	30～49	50～64	65～74	75～	
ポンド							pounds, weekly average
粗所得							Income
粗所得計	1,162.3	834.2	1,278.9	1,352.5	829.8	636.7	a-g
賃金・俸給	790.3	684.0	997.5	973.8	190.8	50.9	a
現物給付からの帰属収入	11.6	8.3	12.8	13.5	—	—	b
事業所得	104.6	33.4	115.1	148.8	41.5	19.1	c
年金	69.7	—	12.8	67.6	273.8	248.3	d
財産所得	46.5	—	38.4	67.6	58.1	44.6	e
その他	11.6	33.4	12.8	27.0	—	—	f
現金給付 (社会保障等)	116.2	66.7	89.5	67.6	257.2	273.8	g
支出							Expenditures
消費支出計	493.5	562.1	521.9	383.4	301.6	481.5	i-u
(一人当たり支出週平均)	(216.3)	(186.0)	(225.5)	(225.0)	(202.6)	(205.3)	h
食料・飲料	54.1	79.0	74.5	61.8	52.3	69.2	i
酒類・たばこ・麻酔薬	10.0	12.3	18.7	16.2	9.4	14.1	j
被服・履物	12.7	19.2	15.8	9.4	6.8	14.5	k
住居・燃料・動力	153.5	102.5	72.8	56.4	51.1	84.6	l
家財・家事サービス	26.5	39.4	38.1	31.6	23.3	34.5	m
健康	3.4	5.5	7.5	6.0	10.7	6.7	n
交通	51.7	68.0	79.6	46.9	26.2	60.8	o
通信	18.9	23.5	22.9	17.7	15.4	20.9	p
娯楽・文化	30.2	52.2	52.9	45.6	23.9	45.5	q
教育	[27.3]	8.6	9.3	[1.8]	—	8.3	r
外食・外泊	17.6	23.5	21.3	12.1	6.8	18.3	s
雑費	33.7	40.2	41.4	32.5	28.6	37.2	t
その他	54.0	88.1	66.9	45.4	46.3	66.9	u
平均世帯人員 (人)	2.3	3.0	2.3	1.7	1.5	2.3	v
Age group	Total	under 30	30-49	50-64	65-74	75+	

[] ... 報告数が20世帯未満のため注意が必要。

[] ... Fewer than 20 reporting households.

a) Wages and salaries; b) Imputed income from benefits in kind; c) Self-employment income; d) Private pensions, annuities; e) Investment income; f) Other income; g) Total cash benefits; h) Average weekly expenditures per person; i) Food and non-alcoholic drinks; j) Alcoholic drinks, tobacco and narcotics; k) Clothing and footwear; l) Housing, fuel and power; m) Household goods and services; n) Health; o) Transportation; p) Communication; q) Recreation and culture; r) Education; s) Restaurants and hotels; t) Miscellaneous goods and services; u) Other expenditure items; v) Weighted average number of persons per household; [] Fewer than 20 reporting households.

出典：イギリス国家統計局(ONS) (2022.3) *The Effects of Taxes and Benefits on Household Income, UK, 2020/21*、同 (2022.7) *Family spending in the UK: FYE 2021 edition*

注：2020年4月から2021年3月にかけての2020会計年度の数値。所得はJILPTによる算出。

9 勤労者生活・福祉

第 9-3-4 表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ）

Table 9-3-4: Household income and expenditure by age group of householder (Germany)

年齢階級（歳）	計	～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～69	70～79	80～	
ユーロ										euro, annual average
収入										Income
総世帯収入	4,846	2,397	4,810	6,061	6,050	5,341	3,701	3,406	3,271	a-d
総勤労所得	3,122	1,700	4,047	4,859	4,745	3,903	900	176	71	a
財産所得	458	49	167	447	537	573	566	550	498	b
公的移転収入	993	229	373	556	506	603	1,858	2,365	2,391	c
非公的移転収入	270	413	220	197	261	259	376	314	310	d
支出										Expenditures
消費支出計	2,704	1,595	2,456	3,091	3,094	2,810	2,482	2,493	2,329	f-p
食料・飲料・たばこ	360	210	314	422	428	375	329	323	286	f
被服・履物	122	89	128	158	155	121	93	84	70	g
住居・光熱	908	556	782	978	990	938	903	924	903	h
家庭用品	137	66	130	173	152	144	123	116	113	i
健康用品・サービス	115	26	57	91	104	116	143	187	201	j
交通	379	217	392	461	483	442	275	247	183	k
通信	71	59	75	82	83	71	61	57	50	l
教養・娯楽	304	171	258	341	351	309	300	297	267	m
教育	28	34	47	63	33	13	5	4	(3)	n
飲食・宿泊サービス	168	112	174	196	195	166	147	145	128	o
その他	111	58	99	125	120	114	102	109	125	p
Age group	Total	under 25	25-34	35-44	45-54	55-64	65-69	70-79	80+	

a-d) Gross household income; a) Gross earned income; b) Property income; c) Public transfer income; d) Non-public transfer income; e) Food, beverages, tobacco; f) Clothing and footwear; g) Housing, fuel and power; h) Interior goods and items; i) Health commodities and services; j) Transportation; k) Posts and Telecommunications; l) Leisure, entertainment and culture; m) Education; n) Catering and accommodation services; o) Others.

出典：ドイツ連邦統計局(Destatis) (2020.5) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2018, Fachserie 15- Heft 4, 5*

注：2018年の数値。括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳。

第 9-4 表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-4: Tax and social security burden as a percentage of national income

		租税負担率	社会保障負担率	計（国民負担率）	
		%			
日本	2022年	27.8	18.7	46.5	JPN
〃	2019	25.8	18.6	44.4	JPN
アメリカ	2019	23.9	8.5	32.4	USA
イギリス	2019	35.5	11.0	46.5	UK
ドイツ	2019	32.0	22.9	54.9	DEU
フランス	2019	43.1	23.9	67.1	FRA
スウェーデン	2019	51.3	5.2	56.4	SWE
		Tax burden	Social security burden	Total (National burden rates)	

出典：財務省（2022.2）「国民負担率の国際比較」

注：国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率。日本の2022年度は見通し、2019年度は実績。その他の国は2019年実績。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

9 勤労者生活・福祉

第 9-5 表 分野別公的社会支出

Table 9-5: Public social expenditure by policy area

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	
2019年							
支出額	at Current prices						
各国通貨, 10億単位	in national currency, billions						
老齢給付	46,540	1,377	125	301	301	459	a
遺族	6,457	128	1	60	37	12	b
障害・業務災害・傷病等	6,222	208	30	82	41	170	c
保健	53,052	1,787	177	289	208	331	d
家族	9,673	131	54	84	66	173	e
積極的労働市場政策	829	22	3	21	17	51	f
失業	896	31	2	28	36	16	g
住宅	603	49	25	17	17	19	h
その他の社会政策分野	1,711	132	18	7	25	35	i
合計	125,984	3,865	435	889	749	1,266	T
対GDP比	Percentage of GDP						
%	%						
老齢給付	8.4	6.5	5.6	8.7	12.4	9.1	a
遺族	1.2	0.6	0.1	1.7	1.5	0.2	b
障害・業務災害・傷病等	1.1	1.0	1.3	2.4	1.7	3.4	c
保健	9.6	8.4	7.9	8.3	8.5	6.6	d
家族	1.7	0.6	2.4	2.4	2.7	3.4	e
積極的労働市場政策	0.2	0.1	0.2	0.6	0.7	1.0	f
失業	0.2	0.1	0.1	0.8	1.5	0.3	g
住宅	0.1	0.2	1.1	0.5	0.7	0.4	h
その他の社会政策分野	0.3	0.6	0.8	0.2	1.0	0.7	i
合計	22.8	18.3	19.5	25.6	30.7	25.1	T
	JPN	USA	UK	DEU	FRA	SWE	

a: Old-age; b: Survivors; c: Incapacity-related; d: Health; e: Family; f: Active labour market programmes; g: Unemployment; h: Housing; i: Other social policy areas; T: Total

出典: OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Social Expenditure"2023年2月現在

第 9-6 表 労働市場政策への公的支出 (対 GDP 比)

Table 9-6: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP

計 (A+P)	積極的措置							消極的措置			
	小計 (A)	公共職 業サービ ス	職業訓 練	雇用イン センティ ブ	保護及 び援助 雇用トリ ハビリ テーション	直接的 雇用創 出	創業イン センティ ブ	小計 (P)	失業又 は無業 所得の 補助・支 援	早期退 職	
2019年度/FY											%
日本 1)	0.31	0.15	0.07	0.01	0.06	0.01	*0.00	*0.00	0.16	0.16	*0.00 JPN
アメリカ 2)	0.90	0.11	0.02	0.03	0.01	0.03	*0.00	*0.00	0.79	0.79	*0.00 USA
カナダ 1)	0.71	0.21	0.10	0.06	0.01	*0.00	0.02	*0.00	0.50	0.50	*0.00 CAN
イギリス 3)	0.53	0.22	0.19	0.01	0.01	*0.00	0.01	*0.00	0.31	0.31	*0.00 UK
ドイツ	1.32	0.60	0.34	0.18	0.02	0.02	0.02	0.01	0.72	0.72	*0.00 DEU
フランス	2.58	0.71	0.23	0.26	0.02	0.09	0.06	0.04	1.87	1.87	*0.00 FRA
イタリア	1.57	0.27	0.07	0.13	0.07	0.01	*0.00	*0.00	1.29	1.29	0.01 ITA
オランダ	1.79	0.57	0.18	0.06	0.02	0.30	0.01	*0.00	1.23	1.23	*0.00 NLD
ベルギー	2.01	0.92	0.34	0.17	0.23	0.14	0.04	*0.00	1.09	0.90	0.18 BEL
ルクセンブルク	1.28	0.74	0.08	0.18	0.36	*0.00	0.12	*0.00	0.54	0.42	0.12 LUX
スペイン	2.21	0.69	0.13	0.11	0.08	0.13	0.11	0.14	1.52	1.51	0.01 ESP
デンマーク	2.81	1.86	0.37	0.35	0.17	0.97	*0.00	*0.00	0.94	0.87	0.07 DNK
スウェーデン	1.44	1.02	0.26	0.06	0.46	0.23	*0.00	*0.00	0.42	0.42	*0.00 SWE
フィンランド	2.06	0.92	0.15	0.35	0.08	0.13	0.19	0.01	1.14	1.14	*0.00 FIN
ノルウェー	0.71	0.40	0.14	0.09	0.07	0.11	*0.00	*0.00	0.31	0.31	*0.00 NOR
韓国	0.86	0.38	0.05	0.07	0.10	0.03	0.10	0.04	0.47	0.47	0.01 KOR
オーストラリア 4)	2.79	1.79	0.16	0.01	1.55	0.06	*0.00	*0.00	1.00	1.00	*0.00 AUS
ニュージーランド 5)	4.59	4.14	0.14	0.06	3.91	0.03	*0.00	*0.00	0.45	0.45	*0.00 NZL
T	A	a	b	c	d	e	f	P	g	h	

*) 無し又は0.005未満。

*) Nil or less than 0.005.

T) Total (A and P); A) Active measures (a to f); a) PES and administration; b) Training; c) Employment incentives; d) Sheltered and supported employment and rehabilitation; e) Direct job creation; f) Start-up incentives; P) Passive measures (g and h); g) Out-of-work income maintenance and support; h) Early retirement.

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Public expenditure and participant stocks on LMP" 2022年8月現在

注：統計数値は各国の制度・慣行や調査報告基準の影響を受けているため、国際比較を行うに当たっては、労働市場プログラムに関するデータの範囲と比較可能性に留意する必要がある。

- 1) 4月からの年度の数値。
- 2) 10月からの年度の数値。
- 3) 2011年。4月からの年度の数値。北アイルランドのデータは不完全である。
- 4) 7月からの年度の数値。州・地域の政策は含まない。
- 5) 7月からの年度の数値。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 福祉・勤労者生活

参 考

9 勤労者生活・福祉

第 9-7 表 社会保障負担料率

Table 9-7: Employer-employee social security rates

	年金	医療	介護	雇用	その他		
	2022年、%						
日本 1)	18.300	10.0	1.64	1.35	なし		JPN
労働者	労使折半	労使折半	労使折半	0.50	—		employee
使用者				0.85	—		employer
アメリカ 2)	12.4	2.9	なし	(0.60+州税)	なし		USA
労働者	6.2	1.45	—	—	—		employee
使用者	6.2	1.45	—	(0.60+州税)	—		employer
イギリス 3)	25.8	主に税財源	なし	国民保険 制度に統合	なし		UK
労働者	12.0	—	—	—	—		employee
使用者	13.8	—	—	—	—		employer
ドイツ	18.6	14.6	3.05	2.40	なし		DEU
労働者	9.3	7.3	1.525	1.20	—		employee
使用者	9.3	7.3	1.525	1.20	—		employer
フランス 4)	17.75	7.30	主に税財源	4.05	家族 手当	住宅支援基 金への拠出	FRA
労働者	+ 6.90	+ 0.40	0.00	0.00	—	—	employee
使用者	+ 8.55	+ 1.90	7.30	4.05	3.45	+ 0.1	+ 0.5 employer
	Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others		

出典：日本：厚生労働省、日本年金機構、国健康保険協会、アメリカ：社会保障庁及び労働省、イギリス：Gov.uk、ドイツ：貿易・投資振興機関(GTAI)、フランス：国立統計経済研究所(Insee)、雇用局、社会保障費徴収機関(URSSAF)、各ウェブサイト。

注 1) [年金] 厚生年金の一般被保険者の保険料率（2017年9月分から適用）。[医療] 全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）による全国平均の保険料率。料率は都道府県ごとに異なる（2022年3月分から適用される料率は9.51～11.00%）。[介護] 40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2020年3月分から適用。[雇用] 「一般の事業」における負担率。詳細については「第4-7表 失業保険制度」の財源の項（p.167）を参照。

2) [年金] 2013年から、Affordable Care Act施行後、高額所得者には0.9%が加算された。[医療] メディケアパートAを指す。[雇用] 使用者が全額負担（3州を除く）。連邦、州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また、連邦は6.0%の料率だが、期日前に支払うことで割引かれて0.6%になる。州の料率や課税対象額は州ごとに異なり、全米レベルで統一した料率はない。

3) 公的年金、雇用保険等を含む単一の社会保険制度である国民保険の料率。なお2022年4月には、保健介護分野の財源に充てることを目的に、一時的な料率の引き上げが行われた（労12%→13.25%、使13.8%→15.05%）が、2022年11月に廃止となった。

4) 民間部門の場合。[年金] 老齢保険を指す。+ 4万1136ユーロ／年までの給与に対する割合（2021年）。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。+ 対全給与。[医療] 16万4544ユーロ／年までの給与に対する割合（2021年）。2018年1月から医療及び雇用の労働者負担率引き下げ等の改定が行われ、 balan、オーラン、モゼルの各県における被用者からの拠出1.50%以外は2019年1月1日以降廃止された。使用者による拠出は、法定最賃（SMIC）の2.5倍までの負担率。[雇用] 2019年1月以降、被用者からの拠出は廃止。その代替として一般社会拠出(CSG)9.2%を被用者が拠出。[家族手当] フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。収入が法定最賃の1.6倍までの者は3.45%。[住宅支援基金への拠出] + 従業員規模20人未満は0.1%、+ 20人以上は0.5%。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-8: Public assistance systems

日本		
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注 1）
根拠法	生活保護法（1950 年制定、最終改正 2014 年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011 年 10 月 1 日施行）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省、ハローワーク、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関
財源	国（4 分の 3）及び自治体（4 分の 1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間不足で雇用保険を受けられない者、フリーランス、自営廃業者、学卒未就職者など
受給要件	必要に応じて 1 種類以上の扶助が受けられる（1 種類の扶助受給を単給、2 つ以上を併給という）。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付が原則 ・扶助の種類： 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	以下の全てに該当する者が対象となる ・雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 ・本人収入が月 8 万円以下の者 ・世帯全体の収入が月 25 万円以下（年 300 万円以下）の者 ・世帯全体の金融資産が 300 万円以下の者 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 ・全ての訓練実施日に出席する者（やむを得ない理由がある場合は 8 割以上の出席） ・訓練期間中から訓練修了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 ・同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者。既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から 6 年以上経過している者 ・過去 3 年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
給付水準	生活扶助の基準額は、①食費等の個人的費用（年齢別に算定）、②光熱水費等世帯共通的費用（世帯人員別に算定）、を合算して算出	・職業訓練受講手当：月額 10 万円 ・通所手当：通所経路に応じた所定の額 ・給付期間：訓練期間（2 か月から 6 か月）に応じた期間
現状・実績	生活保護費：2.8 兆円（2022 年度当初予算） 被保護世帯数：163 万 9505 世帯（2022 年 5 月） 被保護者数：202 万人（実人員、2022 年 5 月）	・求職者支援訓練受講者数累計：2 万 3734 人（2020 年度） ・訓練修了者等の就職状況：基礎コース 52.58%、実践コース 60.0%（2020 年度）

出典：厚生労働省ウェブサイト、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011 年 10 月）。

注 1）一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否したりすると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

9 勤労者生活・福祉

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

アメリカ					
制度名	貧困家庭一時扶助 (TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ)	一般扶助（勤労所得税額控除）（注 3）
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保険法 (ACA)（注 2）	フードスタンプ法	1986 年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65 歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1 ドル以上の年収があるとともに、子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる（州により上乗せ給付あり）	所得・家族構成等により、州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付（実際は給付）
給付水準	州ごとに決定	1 人当たり：914 ドル 夫婦当たり：1371 ドル （月額、2023 年）	—	4 人世帯：最大 939 ドル （月額、2023 年度）	平均還付額：約 2043 ドル （2022 年）
現状・実績	被保護者数：185 万人 （2021 年度） 被保護世帯数：80 万世帯 （2021 年度） 基礎手当額（連邦政府支出）：34 億ドル （2021 年度）	被保護者数：760 万人 （2022 年 1 月） 総支給額：554 億ドル （2021 年度）	被保護者数：7998 万人 （2022 年 1 月） 総支給額：7340 億ドル （2021 年）	被保護者数：4150 万人 （2021 年度平均） 総支給額：1138 億ドル （2021 年度、諸経費込み）	3100 万人が総額で 640 億ドルの還付（2022 年）

出典：保健社会福祉省（DHHS）、農務省、内国歳入庁各ウェブサイト。

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

イギリス			
制度名	ユニバーサル・クレジット	所得調査制求職者手当	雇用・生活補助手当 (所得連動)
根拠法	2012 年福祉改革法	1995 年求職者法	2007 年福祉改革法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省
財源	一般財源	一般財源	一般財源
対象	従来の低所得者向け給付 (注 4) を統合する制度として、2013 年以降段階的に導入中 (2024 年に完了予定) 対象者は、18 歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者 (例外的に 16～17 歳層にも適用)	原則として 18 歳～年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者 (16～17 歳層について例外あり)	健康上の理由により就労困難な低所得者。就労能力を評価の上、就労関連活動グループと要支援グループに区分
受給要件	- 低所得又は失業中 - フルタイムの教育を受けていない (例外あり) - 資産が 1 万 6000 ポンド以下 - 受給中の活動計画に合意する (通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される)	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・仕事に就いておらず (又は週 16 時間未満労働)、フルタイムの教育も受けていない ・就労が可能 ・資産が 1 万 6000 ポンド以下 ・収入のある仕事に週 24 時間以上従事している配偶者がいない ・受給中の活動計画に合意し、2 週間に 1 度、ジョブセンター・プラスに來所する	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・年金支給開始年齢前の者 ・法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない ・求職者手当を受給していない ・世帯内に雇用・生活補助手当の受給者がいない ・資産が 1 万 6000 ポンド以下
給付水準	世帯構成、状況 (子、障害者の子を含む等) により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。基本額 (ポンド、月額、2022 年度) ・単身者: 16～24 歳 265.31 25 歳以上 334.91 ・カップル (25 歳以上): 525.72 ・加算 ・児童 (2 人まで): 244.58 (注 5) ・就業困難: 354.28 ・介護者: 168.81 ・保育費 (実費の 85%): 1 人 646.35、2 人～1108.04 ・住居費 (賃貸料等)	世帯構成、状況 (障害者、年金受給者を含む等) により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。基本額 (ポンド、週当たり、2022 年度) ・単身者: 16～24 歳 61.05 25 歳以上 77.00 ・カップル (18 歳以上): 121.05	世帯構成、状況 (障害者、年金受給者を含む等) により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。基本額 (ポンド、週当たり、2022 年度) ・単身者: 16～24 歳 61.05 25 歳以上 77.00 ・カップル: 18 歳以上: 121.05 グループ別の加算 (注 6) ・就労関連活動: 30.60 ポンド ・要支援: 40.60 ポンド
現状・実績	給付者数: 403 万 1 千人 総支給額: 383 億 4 千万ポンド (グレートブリテン、2020 年度)	給付者数: 12 万 1 千人 総支給額: 4 億 4 千万ポンド (グレートブリテン、2020 年度)	給付者数: 149 万 1 千人 総支給額: 88 億 6 千万ポンド (グレートブリテン、2020 年度)

注 4) 所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、活補助、住宅給付、税額控除 (児童・就労)。

5) 2017 年 4 月の制度改正以前からの継続受給の場合、1 人目は 290.00 ポンド/月、2 人目以降 244.58 ポンド (人数制限なし)。

6) 就労関連活動グループの加算は、2017 年 4 月以降の新規申請者には適用されない。

9 勤労者生活・福祉

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

イギリス (続き)				
制度名	所得補助	住宅給付	税額控除	ワーク・アンド・ヘルス・プログラム
根拠法	1992 年社会保障拠出・給付法	1992 年社会保障拠出・給付法	2002 年税額控除法	
管理運営	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	歳入関税庁	雇用年金省、官民の就業支援組織
財源	一般財源	一般財源	一般財源	
対象	一人親等	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子の有無により税を還付	ジョブセンタープラスが対象者を就業支援組織に紹介
受給要件	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・16 歳～年金支給開始年齢前の者 ・無所得又は低所得 ・資産が 1 万 6000 ポンド以下 ・週の就労が 16 時間未満（配偶者は 24 時間未満） ・所定の条件を満たす者（妊娠中、一人親で子が 5 歳未満（養子の場合 16 歳未満）、介護者等）	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を年金支給開始年齢に到達した高齢者や支援住宅等の居住者に限定 ・住居の賃貸料を支払っている ・低所得又は給付を受給している ・資産が 1 万 6000 ポンド以下	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を限定（既に一方の税額控除を受給している場合のみ可） ①就労税額控除 ・25 歳以上（注 7） ・所定の週労働時間以上の就労：25～59 歳で 30 時間以上、60 歳以上、障害者、一人親の場合は 16 時間以上、子のいるカップルは合計で 24 時間以上（うち一方が 16 時間以上） ・就労は 4 週以上継続し、収入を伴うもの ②児童税額控除 9-10 表（p.281）参照	・障害者 ・不利な状況等により、就労支援を必要とする者（介護者、ホームレス、難民、薬物等の依存症による就労困難者、犯罪歴のある者など） ・失業者向けの給付を 24 か月以上受給している長期失業者 ※長期失業者以外については、参加は任意
給付水準	家族構成等を勘案（単位：ポンド） ・単身者 16～24 歳：61.05 25 歳以上：77.00 ・カップル 18 歳以上：121.05（週当たり、2022 年）	・賃貸料の全額又は一部（公的住宅が民間賃貸など、条件により異なる） ・資産額等により減額 ・35 歳未満の単身者には、より低い額を設定	①就労税額控除 基本部分： 2070 ポンド／年労働時間や障害の有無、子の有無などで加算あり。 ②児童税額控除 9-10 表（p.281）参照	支援内容： ・対象者の求職活動や、就職後の定着の支援（必要に応じた訓練等を含む）、健康問題の就労への影響の削減等。 ・就業支援組織には、成果（一定期間の雇用または自営業者として 6 か月間の就業）に応じて委託費が支払われる。
現状・実績	被保護者数： 27 万人 総支給額： 10 億 8 千万ポンド（グレートブリテン、2020 年度）	被保護者数： 302 万 8 千人 総支給額： 173 億 3 千万ポンド（グレートブリテン、2020 年度）	被保護世帯数： 201 万 7 千世帯 総支給額： 150 億ポンド（グレートブリテン、2020 年度）	2017 年の導入以降、2022 年 5 月までの参加者は 22 万人。

出典：Gov.uk、Citizens Advice ウェブサイト。

注 7) 子がいるか、障害がある場合は 16～24 歳も対象。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

ドイツ			
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	失業給付 II (Arbeitslosengeld II) (注 9)	長期失業者の削減プログラム
根拠法	社会法典第 12 編	社会法典第 2 編 (SGB II)	社会法典第 3 編 (SGB III)
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	連邦労働・社会省
財源	自治体の一般財源 (高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については、2014 年以降は連邦政府が 100% 負担)	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	欧州社会ファンドの資金を活用
対象	就労能力のない生活困窮者 (資力調査が要件)	働くことが可能で生活に困窮している者 (大半は失業給付 I の受給期間が終了した者)	・ 35 歳以上の失業給付 II 受給者 ・ 2 年以上の失業者 (特に 5 年以上の失業者には集中促進策が行われる) ・ 有用な職業資格がないこと ・ 職業紹介を行う上で困難な状況があること (健康上の問題、50 歳以上、ドイツ語の知識がない等)
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が可能な生活困窮者であること	・ 15 歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満 (注 10) ・ 1 日最低 3 時間の就労ができる者 ・ 自身の財産や収入を利用して生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること ・ 日常的にドイツに居住していること	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は、上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、ジョブセンターを通じて賃金助成を行う

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間制度・労働時間

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 福祉・勤労者生活

参考

9 勤労者生活・福祉

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

ドイツ (続き)			
給付水準	給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される。 中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である。 このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある	給付基準月額（2022 年 1 月 1 日以降）： 単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：449 ユーロ 双方とも成人（満 18 歳以上）同士のカップル：1 人につき 404 ユーロ 両親と同居する 18 歳以上 25 歳未満の者：360 ユーロ 14 ～ 17 歳：376 ユーロ 6 ～ 13 歳：311 ユーロ 0 ～ 5 歳：285 ユーロ	一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、最大 75% の賃金助成が支払われる
現状・実績	被保護者数： ・生活扶助受給者数：約 34 万 5 千人（2019 年末） ・特別扶助受給者数：約 143 万人（2019 年末） ・高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障受給者：約 108 万 5 千人（2019 年末）	受給者数： ・失業給付 II（ALG II）388 万 9 千人（2020 年平均） ・社会手当（SG）150 万 5 千人（2020 年 12 月） 支給総額（2020 年）：146 億 5 万ユーロ	賃金助成のほかにも、ジョブセクターの専門員により、長期失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ、雇用後の企業内でのコーチング、必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う

出典：労働社会省（BMAS）、連邦雇用エージェンシー（BA）ウェブサイト、厚生労働省「2021 年海外情勢報告」。

注 9) 失業給付 II は、2023 年 1 月 1 日から新制度「市民手当（Bürgergeld）」への移行が予定されている。

10) 2012 年から上限は段階的に 67 歳に上げ中。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等 (続き)

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

フランス

制度名	積極的連帯所得手当 (RSA)	連帯特別手当 (ASS) (注 13)																								
根拠法	社会福祉・家庭法典 L.262-2 条など	労働法典第 L5423-1 条など																								
管理運営	家族手当金庫 (CAF)、農業社会共済 (MSA)、県、雇用年金省	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局 (Pôle emploi)																								
財源	国の一般財源	政府の一般財源 (全額国庫負担)																								
対象	25 歳以上、若しくは 1 人以上の子 (胎児を含む) がいる 25 歳未満のフランス居住者 (注 11)	原則失業給付 (雇用復帰支援手当: ARE) の受給期間を満了した長期失業者。自発的に ASS の受給を選択した 50 歳以上の ARE 対象者																								
受給要件	職に就くと手当の支給が止められた RMI に対し、RSA では、最長で 3 か月間、就労所得と RSA を同時に取得できる	・ 離職前 10 年間に 5 年以上就業していたこと (注 14) ・ 実際に求職活動を行っていること (ただし、55 歳以上の者については免除される) ・ 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く 1 か月の収入が、一定額 (2022 年 11 月現在、単身者 1252.89 ユーロ、夫婦(カップル) 1968.82 ユーロ) に満たない																								
給付水準	RSA の定額金は、世帯の収入、構成人数等により設定 (注 12) <table><tr><td></td><td>単身者</td><td>カップル・夫婦</td></tr><tr><td>子なし</td><td>598.54</td><td>897.81</td></tr><tr><td>子 1 人</td><td>897.81</td><td>1077.37</td></tr><tr><td>子 2 人</td><td>1077.37</td><td>1256.93</td></tr></table> 単身者・カップルとも、子 2 人目以降は 1 人増えるごとに 239.42 ユーロが加算。 (単位: ユーロ、2022 年 11 月現在)		単身者	カップル・夫婦	子なし	598.54	897.81	子 1 人	897.81	1077.37	子 2 人	1077.37	1256.93	世帯収入に応じて給付額が決まる。 ①単身者の場合 (月額) <table><tr><td>・ 月収 715.94 未満</td><td>536.95</td></tr><tr><td>・ 月収 715.94</td><td>1252.89 ユーロと ～ 1252.89 未満 収入の差額</td></tr><tr><td>・ 月収 1252.89 以上</td><td>給付ゼロ</td></tr></table> ②カップル・夫婦の場合 (月額 1 人当たり) <table><tr><td>・ 月収 1431.87 未満</td><td>536.95</td></tr><tr><td>・ 月収 1431.87</td><td>1968.82 ユーロと ～ 1968.82 未満 収入の差額</td></tr><tr><td>・ 月収 1968.82 以上</td><td>給付ゼロ</td></tr></table> (単位: ユーロ、2022 年 11 月現在)	・ 月収 715.94 未満	536.95	・ 月収 715.94	1252.89 ユーロと ～ 1252.89 未満 収入の差額	・ 月収 1252.89 以上	給付ゼロ	・ 月収 1431.87 未満	536.95	・ 月収 1431.87	1968.82 ユーロと ～ 1968.82 未満 収入の差額	・ 月収 1968.82 以上	給付ゼロ
	単身者	カップル・夫婦																								
子なし	598.54	897.81																								
子 1 人	897.81	1077.37																								
子 2 人	1077.37	1256.93																								
・ 月収 715.94 未満	536.95																									
・ 月収 715.94	1252.89 ユーロと ～ 1252.89 未満 収入の差額																									
・ 月収 1252.89 以上	給付ゼロ																									
・ 月収 1431.87 未満	536.95																									
・ 月収 1431.87	1968.82 ユーロと ～ 1968.82 未満 収入の差額																									
・ 月収 1968.82 以上	給付ゼロ																									
現状・実績	被保護世帯数: 195 万世帯 (2021 年 7 月末現在) 被保護者数: 470 万人 (2013 年 6 月末現在)	受給者: 30 万 7000 人 (2021 年 6 月末現在) 支給総額: 22 億 2 万 5000 ユーロ (2019 年)																								

出典: 政府公共サービス及び家族手当金庫 (CAF) 各ウェブサイト、労働省発表報告書 Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009 等。

注 11) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI (社会参入最低所得手当) 及び API (単親手当) に代わり、2009 年 6 月 1 日より全国的に導入された。

12) 給付額は、(定額金 + 世帯の就労所得の 62%) - (家族手当等による世帯収入 + 定額の住宅援助) により計算される。ASS: Allocation de solidarité spécifique。

13) 60 歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢 (65 歳から 67 歳に段階的引き上げ中) まで受給可能。月に 78 時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから 3 か月間は仕事による収入と ASS の全額を得られる。4 か月目から 12 か月目までは、ASS の給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月 150 ユーロの特別手当が支給。4 か月連続で月 78 時間を超えるひと又は複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として 1000 ユーロが支給。

14) ただし、子を育てるために休業していた場合は、3 年を上限として子一人につき 1 年、就業年数の条件を軽減できる。なお、離職前 10 年間に就業していた期間が 5 年未満の者については、積極的連帯所得手当 (RSA: Revenu de solidarité active) を受給できる。

9 勤労者生活・福祉

第 9-9 表 育児休業制度

Table 9-9: Childcare leave schemes

	日本	イギリス		
		出産（養子）休暇	父親休暇	共有両親休暇
根拠法	育児・介護休業法 (1995 年制定、最終改正 2021 年)	雇用権利法 (1996 年)	同左	同左
対象者	1 歳未満の子を養育する全ての男女労働者（日々雇用者を除く） 一定の範囲の有期契約労働者は対象	女性被用者（実親、養親を問わない）	男性被用者（実親、養親を問わない）	男女被用者（実親、養親を問わない）
請求権行使の要件	①当該事業主に引き続き雇用された期間が過去 1 年以上あること、②子が 1 歳 6 か月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでない者	雇用されていること (期間要件なし)	出産予定週の 15 週前までに勤務 26 週以上	出産予定週の 15 週前までに勤務 26 週以上、パートナーの就労・収入状況に条件あり
期間	子が 1 歳まで。原則 2 回 父母がともに育児休業を取得するなど一定の要件を満たす場合は 1 歳 2 か月まで取得可能 1 歳 6 か月に達した時点でいずれかの親が育児休業中である場合や保育所に入所できないなどの場合には最長 2 歳まで取得可能（注 1） また、産後パパ育休（出生時育児休業）が 2022 年 10 月より施行（注 2）	産前産後で最長 52 週間、うち産後 2 週間（工場労働の場合は 4 週間）は取得義務あり	産後 8 週目までに 1 週間又は 2 週間	出産休業 52 週のうち、産後に取得する部分について（最長で、産後 2 週間を除く 50 週）、両親間で分割して取得が可能（注 3）
形態	全日休暇	規定なし（通常は全日休暇）	1 週間又は 2 週間を 1 回で取得	両親とも、3 期間まで分割して取得が可能
請求予告期間	育児休業開始予定日の 1 か月前（1 歳～1 歳 6 か月までの育児休業の場合は 2 週間前）	事前予告は出産予定日の 15 週前、休暇開始予告は開始日の 28 日前まで	事前予告は出産予定日の 15 週前まで	休暇開始日の 8 週間前まで
解雇・不利益取扱	事業主による解雇など（就業環境を害することを含む）不利益取扱いの禁止及び防止措置の義務付け	解雇は不公正解雇制度上の救済を受ける 不利益取扱の禁止	同左	同左

注 1) 3 歳までの子を養育する労働者について、①短時間勤務制度（1 日 6 時間）を設けること、②労働者の請求で所定外労働の免除を制度化すること、を事業主の措置義務とする。3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講じる事業主の努力義務あり。

2) 男性は子の出生後 8 週間の間に通算 4 週間（2 回まで分割が可能）の休業を育児休業とは別に取得することが可能。産後パパ休暇による休業中の就業は、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で可能。

3) なお、別途「両親休暇」として、子が 18 歳に達するまで 18 週間（年 4 週まで）の無給の休暇取得を認める制度がある。

第 9-9 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

日本 (続き)		イギリス (続き)		
		出産 (養子) 休暇	父親休暇	共有両親休暇
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金、配置、その他労働条件に関する事項を予め定め、労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている 指針において、育児休業後においては、原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている	52 週のうち最初の 26 週の間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる (注 6)	原職に復帰することができる	52 週のうち最初の 26 週の間に復職する場合は原職復帰、労働条件を保障。これを超える場合は、原職又は同等の職に復帰することができる
担保方法	苦情・紛争について援助・調停、公表制度・過料	雇用審判所への争訴提起	同左	同左
現状	育休取得率：男性 13.97 %、女性 85.1 % (注 4)	—	—	—
中小企業の取扱	—	—	—	—
有給・無給	規定なし	勤続 26 週以上で、国民保険加入の下限額以上の賃金額であることを要件として、一定期間の法定手当制度あり (注 7)	同左	同左
その他	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される (注 5)	法定手当は保険料徴収の対象となる。このため被保険者としての資格も継続される	同左	同左

注 4) 2021 年、厚生労働省「雇用均等基本調査」より。2019 年 10 月 1 日～2020 年 9 月 30 日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、2021 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者（開始の予定を申し出ている者を含む）の割合。

5) 育児休業を取得した一定の条件を満たす者に対し、休業取得前の賃金月額 67 % (2014 年度から) が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。ほかに子の看護休暇制度があり、1 日又は時間単位で取得可。

6) なお、復帰予定日を変更する場合、8 週間までに雇用主への予告を要する。

7) 手当は雇用主により支給され、うち 92 % が選付される。出産休暇及び共有両親休暇の場合、支給期間は最長で 39 週、うち最初の 6 週間は従前の給与額の 90 %、以降 33 週は週 156.66 ポンドといずれか低い額。手当の支給方法等は給与に準じ、保険料の拠出は継続。また父親休暇に係る法定手当は、従前の給与額の 90 % 若しくは週 156.66 ポンドのいずれか低い額。

9 勤労者生活・福祉

第 9-9 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ	ドイツ	フランス
根拠法	家族・医療休暇法(1993年)(注8)	両親手当、両親休暇に関する法(BEEG)	労働法典 L1225-47 条、L1225-48 条、L1225-50 条
対象者	男女労働者(実親、養親、監護者)	子を自ら自宅で監護又は養育する者	男女労働者。実親、養親、継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと 過去12か月の労働時間が1250時間以上であること	両親の一方でも双方共同してもよい	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤続を証明すること
期間	生後、養子縁組後又は監護幹旋後12か月の間に12週間。ただし、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間 取得期間の分割、時間単位での取得が可能	子が満3歳になるまで、育児休業を事業主へ請求することができる 子が満8歳になるまでの期間であれば、36か月の両親休暇のうち、最大24か月までを別の時期に持ち越すこともできる。休暇の取得は、両親が同時にまたは時期をずらして、あるいは一方の親が単独で取得するといった、家庭のニーズに応じた選択が可能	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき、その後2回更新できる(満3歳で終了)(子が3つ子の場合、5回まで更新できる)。 しかし、子が重度の病気・事故・障害を負った場合は、休業期間を1年延長できる 休業中、育児分担当(PreParE)により、賃金補助の受給が可能(注9)
形態	1日又は1週間の労働時間短縮	休暇の間中は、週32時間までの労働が可能	子が3歳になるまで、①1～3年休職する、②パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、③職業教育を受ける一のいずれかの方法又はその組合せ
請求予告期間	休暇開始日の30日前まで	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求(3歳以降の育児休業は13週間前)	産休に連続する場合、休業開始1か月前 その他の場合、休業開始2か月前
解雇・不利益取扱	育児休業の権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。ただし、特別の場合には、管轄官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができ	育児休業を理由に解雇することはできないが、それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる

注 8) 2020年4月施行の家族第一・新型コロナウイルス対策法(FFCRA)により、感染防止対策で閉鎖された学校や保育園に通う子の世話をする勤続30日以上労働者に対し、最大で実質12週間の有給休暇を付与(同年12月までの時限措置)。

9) 第1子の場合には1歳になるまでの間、親それぞれ6か月間まで(ひとり親の場合は1歳まで)、第2子以降は末子が3歳になるまでの間、親それぞれ24か月間まで(ひとり親の場合は3歳まで)、三つ子以上の場合には6歳になるまでの間、親それぞれが48か月間まで(ひとり親の場合6歳まで)賃金補助を受けられる。

第 9-9 表 育児休業制度 (続き)

Table 9-9: Childcare leave schemes (cont.)

	アメリカ (続き)	ドイツ (続き)	フランス (続き)
復職	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる
担保方法	使用者による損害賠償	労働裁判所、使用者による損害賠償	使用者による損害賠償、解雇手当金等の支払い
現状	—	—	—
中小企業の取扱	従業員 50 人未満の事業主は適用除外	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、16 人以上の従業員を雇用する使用者に対して請求できる	すべての事業所について休暇制度を完全に実施(1995 年 1 月より)
有給・無給	無給	両親手当を支給	無給
その他	医療給付は休暇中も継続介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる	生後最大 12 か月になるまで「両親手当」を支給 (注 10) 両親ともに 2 か月以上子育てに参加し、就労所得の減少が生じる場合は、2 か月分をこれに加え、2 人合わせて最大 14 か月分を請求することができる。このほか両親手当プラス、パートナーシップボーナス等の特例制度がある	年金について算定基礎となる休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない

注 10) 従前手取賃金の 67%。支給率の 67%は、平均月間所得が 1200 ユーロを超える場合は超えた額 2 ユーロ毎に 0.1%ずつ、最低 65%に達するまで引き下げられ、平均月間所得が 1000 ユーロ未満の場合は、差額 2 ユーロ毎に 0.1%ずつ、最高 100%に達するまで引き上げられる。上限 1800 ユーロ、下限 300 ユーロ。

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府ウェブサイト、日本：厚生労働省及び東京労働局ウェブサイト、労働省ウェブサイト、中窪裕也著（1995）「アメリカ労働法」、イギリス：Gov.uk ウェブサイト、ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省（BMFSFJ）ウェブサイト、フランス：家族手当金庫（CAF）ウェブサイト。

9 勤労者生活・福祉

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits

日本			アメリカ	イギリス	
種別	児童手当	扶養控除 (所得税、住民税)	児童税額控除	児童給付	児童税額控除
根拠法	児童手当法（1971 年）	所得税法（1965 年）、地方税法（1950 年）	1997 年納税者救済法	1975 年児童給付法	2002 年税額控除法
管理運営	市区町村（公務員は所属庁等で実施）	国税庁、都道府県、市区町村	内国歳入庁	歳入関税庁	歳入関税庁
財源	国、地方（都道府県、市町村）、事業主拠出金で構成（国 54.8%、地方 27.4%、事業主 8.2%、公務員分 9.6%、2022 年度予算ベース）			一般財源	一般財源
受給（適用）要件	支給対象：中学校修了までの国内に住所を有する児童 受給資格者：監護生計要件を満たす父母等	控除対象：扶養親族のうち、その年 12 月 31 日現在の年齢が 16 歳以上の者	17 歳未満の子がいる者。（2021 年はアメリカ救済計画法により、18 歳未満に拡大）	16 歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は 20 歳未満）の子を扶養している者。 収入が年間で 5 万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、減額措置あり	就労税額控除の適用を受けており、16 歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は 20 歳未満）の子を扶養している者 収入等に応じた減額措置あり
給付（控除）内容	①所得制限額未満の世帯：3 歳未満は月額 1 万 5000 円、3 歳以上小学校修了まで第 1 子・第 2 子は月額 1 万円、第 3 子以降は月額 1 万 5000 円、中学生は月額 1 万円 ②所得上限度未満の者：当分の間の特例給付月額 5000 円（注 1）		（子 1 人当たり）2000 ドル／年（2021 年はアメリカ救済計画法により、子 1 人当たり 3000 ドル／年、6 歳未満の場合は 1 人当たり 3600 ドル／年へと拡大）	第 1 子：21.80 ポンド／週 第 2 子以降：1 人当たり 14.45 ポンド／週（2022 年度）	家族控除（注 2）：545 ポンド／年 児童加算：（1 人当たり）2935 ポンド／年（2022 年度） 障害を持つ児童の場合はさらに加算あり

注 1）所得制限額は年収 960 万円未満（夫婦・児童 2 人世帯の場合）を基準に設定、2012 年 6 月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能（いずれも市町村が実施するかを判断）。

2）家族控除の適用は、2017 年 4 月 6 日の制度改革以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改革以降に出生した児童がいる場合、支給対象は 2 名分まで。

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス（注 4）	
	児童手当 (Kindergeld)	児童加算 (Kinderzuschlag)	児童控除 (Kinderfreibetrag)	家族手当 (Allocations familiales)	乳幼児迎入れ 手当 (Paje) の基 礎手当
根拠法	1996 年 租 税 法 62 条 及 び 児 童 手 当 法	児童手当法	1996 年 租 税 法	社 会 保 障 法 典 L521-1 ～ L521-3 条	社 会 保 障 法 典 L531-1 条
管理 運営	家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に 付設）、監督指揮権は、連邦家庭省 にある		税務署	全国家族手当金 庫（CNAF）	同左
財源	一般財源 (連邦：100%)	同左		企業の拠出金：43.8%、一般福祉税 など租税：22.1%、諸手当に対する国 及び県の負担金：21.9%（CNAF の主 な財源、2012 年）	
受給 (適用) 要件	18 歳未満（教育 期間中の子につい ては 25 歳未満、 失業中の子につい ては 21 歳未満、 25 歳到達前に障 害を負ったことによ り就労困難になっ た子については無 期限）の子を扶養 している者	同左。低所得の 親に対して児童手 当に 加 算 し て 支 給。当該の子ども が児童手当の支 給対象で、両親 の所得が 900 ユー ロ（ひとり親は 600 ユーロ）以上で、 当該給付により失 業給付 II や社会 扶助の受給が不 要になる場合	子どもを養育する 場合、一定額が 控除対象となる (注 3) 「児童扶養控除」 と「養育教育控 除」がある	20 歳未満の子を 2 人以上扶養して いる者（所得制限 なし）	出産した子について 3 歳まで、養子縁 組の決定の日から 3 年間、子の 20 歳の誕生日まで。 所得に応じて制限 がある
給付 (控除) 内容	第 1 子・第 2 子 は 月 219 ユーロ、 第 3 子は 月 225 ユーロ、第 4 子 以降は 1 人につき 250 ユーロ (2022 年)	児 童 1 人 に つ き 209 ユーロが上限 (2022 年)	児童 1 人につき「児 童扶養控除（夫 婦 の 場 合 5620 ユーロ）」と「養育 教育控除（夫婦 の 場 合 2928 ユー ロ）」が対象。 したがって、夫婦 合計で年額 8548 ユーロ（2022 年）	子の年齢や数に応 じて決まる 20 歳未満の子が 2 人おり、年収が 7 万 74 ユーロ以下 で、2 人とも 14 歳 未満である場合、 月額 139.83 ユーロ (2022 年 12 月 現 在)	子が 1 人で、片 方しか収入がない 夫婦・カップル で、年収が 2 万 7219 ユーロ以下の 場合、あるいは 2 人とも収入があり、 年収が 3 万 5971 ユーロ以下の場合、 月 額 182 ユーロ (2022 年 12 月 現 在)

出典：厚生労働省「海外情勢報告 2021」、日本：厚生労働省、内閣府、財務省ウェブサイト、イギリス：Gov.uk ウェブサイト等、
ドイツ：家庭・高齢者・女性・青少年省（BMFSFJ）ウェブサイト、フランス：家族手当金庫（CAF）、政府公共サービスウェブサイト。

注 3）児童手当は毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012 年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。

4）上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。

9 勤労者生活・福祉

第 9-11 表 一日当たり生活時間配分

Table 9-11: Average minutes spent in different activities

調査年			仕事または 学習	無償労働 (家事・育児 ・介護等)	個人のケア (睡眠・食事 等)	レジャー	その他		
分/1日あたり			minutes per day						
日本	2016	計	363	132	620	278	47	T	JPN
		男	452	41	613	292	43	M	
		女	272	224	626	266	51	F	
アメリカ	2019	計	289	219	652	286	24	T	USA
		男	332	166	635	306	20	M	
		女	247	271	667	266	28	F	
イギリス	2014/15	計	262	195	645	306	32	T	UK
		男	309	140	635	327	30	M	
		女	216	249	655	285	35	F	
ドイツ	2012/13	計	248	196	648	331	17	T	DEU
		男	290	150	638	346	16	M	
		女	205	242	659	316	18	F	
フランス	2009/10	計	204	181	752	294	9	T	FRA
		男	235	135	743	319	8	M	
		女	175	224	761	270	10	F	
スウェーデン	2010	計	293	196	622	321	6	T	SWE
		男	313	171	611	338	7	M	
		女	275	220	633	306	5	F	
韓国	2014	計	344	132	678	258	28	T	KOR
		男	419	49	676	272	24	M	
		女	269	215	680	244	32	F	
	Survey year		Paid work or study	Unpaid work	Personal care	Leisure	Other		

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Time Use" 2022年8月現在

注： 原則15～64歳。国により調査の対象年月・定義が異なるため、比較には注意を要する。

第 9-12 表 ジェンダー不平等指標 (GII)

Table 9-12: Gender Inequality Index (GII)

	2005年	2010	2015	2019	2020	2021	(2021年順位/Rank)	
デンマーク	0.055	0.049	0.035	0.016	0.013	0.013	(1)	DNK
ノルウェー	0.070	0.072	0.040	0.016	0.014	0.016	(2)	NOR
スイス	0.079	0.057	0.039	0.018	0.018	0.018	(3)	CHE
スウェーデン	0.047	0.052	0.039	0.024	0.024	0.023	(4)	SWE
オランダ	0.071	0.052	0.033	0.028	0.027	0.025	(5)	NLD
フィンランド	0.083	0.070	0.054	0.031	0.032	0.033	(6)	FIN
シンガポール	0.151	0.085	0.057	0.051	0.040	0.040	(7)	SGP
アイスランド	0.107	0.093	0.063	0.051	0.051	0.043	(8)	ISL
ベルギー	0.103	0.092	0.063	0.048	0.048	0.048	(10)	BEL
オーストリア	0.121	0.111	0.084	0.054	0.052	0.053	(12)	AUT
イタリア	0.175	0.123	0.079	0.054	0.055	0.056	(13)	ITA
スペイン	0.124	0.105	0.074	0.056	0.056	0.057	(14)	ESP
韓国	0.100	0.113	0.096	0.078	0.070	0.067	(15)	KOR
ポルトガル	0.165	0.127	0.080	0.071	0.069	0.067	(15)	PRT
カナダ	0.133	0.133	0.103	0.069	0.070	0.069	(17)	CAN
スロベニア	0.134	0.128	0.063	0.070	0.069	0.071	(18)	SVN
オーストラリア	0.135	0.136	0.111	0.080	0.074	0.073	(19)	AUS
ドイツ	0.108	0.096	0.078	0.079	0.077	0.073	(19)	DEU
アイルランド	0.182	0.163	0.109	0.079	0.073	0.074	(21)	IRL
フランス	0.157	0.129	0.097	0.086	0.084	0.083	(22)	FRA
日本	0.142	0.114	0.115	0.080	0.082	0.083	(22)	JPN
ニュージーランド	0.172	0.173	0.136	0.100	0.090	0.088	(25)	NZL
イギリス	0.202	0.179	0.130	0.106	0.100	0.098	(27)	UK
ギリシャ	0.178	0.152	0.122	0.121	0.119	0.119	(32)	GRC
アメリカ	0.256	0.248	0.219	0.189	0.178	0.179	(44)	USA
中国	0.260	0.253	0.224	0.203	0.197	0.192	(48)	CHN
ロシア	0.364	0.307	0.253	0.203	0.203	0.203	(50)	RUS
マレーシア	0.284	0.280	0.261	0.225	0.223	0.228	(57)	MYS
メキシコ	0.426	0.408	0.349	0.317	0.317	0.309	(75)	MEX
タイ	0.394	0.378	0.416	0.335	0.335	0.333	(79)	THA
ブラジル	0.471	0.450	0.437	0.395	0.395	0.390	(94)	BRA
フィリピン	0.478	0.465	0.430	0.421	0.421	0.419	(101)	PHL
インドネシア	0.544	0.499	0.478	0.457	0.447	0.444	(110)	IDN
インド	0.618	0.582	0.525	0.486	0.493	0.490	(122)	IND
調査対象国数	159	165	168	170	170	170	Number of countries	

出典： UNDP (<https://hdr.undp.org/data-center/>) "Human Development Data" 2022年12月現在

注： ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワメント、そして労働市場の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は 0（完全に平等）から 1（完全に不平等）までの数字で表わされる。リプロダクティブ・ヘルスの状況は、妊娠婦死亡率と15~19歳の女性1000人当たりの出生数で測定する。エンパワメントの状況は、立法府の議席に占める男女別割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。労働市場の指標は、女性の労働市場への参加率で判断する。